

未来部会におけるこれまでの論点整理 (案)

2012年11月22日

取りまとめの関連事項と対応施策

法律: ■、予算: ◆、金融: ★、税制: ●

1. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ

○中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化 → 【法律】■中小企業基本法改正の検討

2. 経営支援体制

○「知識サポート」の抜本的強化

○経営支援機関の評価・能力の“見える化”・発信

○ITクラウドを活用した経営支援

【新規予算】

◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業

【法律】

■「知識サポート」の法制化の検討

○金融機関による小規模企業の経営支援

【既存予算】

◆高度実践型支援人材育成事業

【金融】

★経営支援と一体となった融資制度の創設

★経営力強化保証(平成24年10月創設)

○中小企業経営力強化支援法案の着実かつ迅速な実施

【法律】

■中小企業経営力強化支援法(平成24年8月施行)

3. 人材

○若手の雇用ミスマッチ解消のため、インターンシップ事業を更に充実

→

【既存予算】

◆新卒者就職応援プロジェクト

○地域一体となった一気通貫の支援体制を全国的に大規模に展開
(文科省と連携)

→

【既存予算】

◆地域中小企業の人材確保・定着支援事業

○優れた企業の知名度の向上(いわゆる“ミシュラン”)

→

【新規予算】

◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲)

【法律】

■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

4. 販路開拓・取引関係

- 海外展開の更なる支援 → 【新規予算】
◆地域海外展開中小企業発掘・事業化支援事業
- 下請企業等の振興への対応 → 【法律】
■下請中小企業振興法の見直し
【既存予算】
◆新事業活動促進支援事業

5. 技術

- 技術力の更なる強化
: 技術開発における小規模企業向け支援(少額化、短期化等)の創設 → 【既存予算】
◆戦略的基盤技術高度化支援事業(概算払い活用・小規模企業枠導入)
- 技術・技能の継承
: マイスター制度の創設 → 【新規予算】
◆ものづくりマイスター活用技術・技能承継促進事業(文科省・厚労省と連携)
- 事業承継の円滑化
: 事業承継税制の見直し → 【税制】
●事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等)の抜本見直し

6. 資金調達

- 各社の段階・指向に応じたきめ細かな資金調達手段の整備
①成長指向型小規模企業への資本金の供給 → 【金融】
★資本金を供給する制度の整備
★中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)
- ②小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新融資制度 → 【金融】
★経営支援と一体となった融資制度の創設
- ③小規模企業設備導入資金制度
→ 廃止(制度を廃止すれば、国から都道府県に対する債権のうち貸付に回っていない374億円の国庫納付を実現)

7. 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

- グローバル成長型起業支援: 当面1千社程度
- 地域需要創出型企業支援: 当面1万社程度
- 第二創業向け
: 後継者による新事業展開の支援・事業承継の円滑化
- 知識サポート体制の抜本的強化 →
- 【新規予算】
◆“ちいさな企業”未来補助金
- 【金融】
★経営支援と一体となった融資制度の創設(再掲)
★新創業融資制度(日本公庫)(既存)
★起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)
- 【税制】
●雇用創出型ベンチャー企業の税額控除措置
●創業時の登録免許税、印紙税の免除
●事業承継税制(再掲)
- 【新規予算】
◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲)
- 【法律】
■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

8. 女性が働きやすい環境整備

- 出産等で退職し、再就職を希望する女性求職者がブランクを埋めるための支援、女性の経験・感性・視点を活かした起業・創業の支援
↓
【新規予算】
◆主婦層向けインターンシップ事業、“ちいさな企業”未来補助金(再掲)

9. 地域(商店街等)

- 地域コミュニティ機能の更なる強化
↓
【既存予算】
◆地域商業再生事業

1. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ

1-1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 中小・小規模企業政策の再構築に当たっては、これまでの中小企業政策を真摯に見直し、小規模企業にしっかりと焦点を当てた施策体系へと再構築することが重要である。
- 中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべき。
- 中規模企業への支援についても、現在の支援策が十分かどうかを検証し、引き続き、着実に支援策を講じていくことが必要。

1-2. 未来部会における主な指摘事項

- ①成長指向型企业と地域需要創出型企业の区別は大事。
- ②従業員数の基準について、経済状況が変化しているので、依然よりも従業員数は多めにしていきたい。
- ③従業員数について、高齢者の活用により、勤務形態が多様化し、週の3分の1くらいしか出ない勤務形態が増えている。従って従業員の定義に関する見直しも、きちんと慎重にやって欲しい。
- ④日本の中小企業は今後資本の充実をはかる必要があるので資本金について将来を見据えた判断をして欲しい。小規模企業から中規模企業への成長支援が重要。
- ⑤小規模企業の定義について、企業の年数、事業承継の段階、業態を転換する時期を小規模企業基準として入れていただきたい。
- ⑥NPOを中小企業基本法の対象とすべきか検討すべき。

1-3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

○本件に係る法制的な論点については、法制検討ワーキンググループ(法制WG)に付託し検討を行っており、未来部会での指摘を踏まえつつ、同WGの検討結果を次回報告する。

○なお、法制WGにおける検討論点は概ね以下のとおり。

①小規模企業に対する施策の強化

- ・小規模企業を経済再生の牽引役と位置付ける。その際、小規模企業の成長力に着目する観点と、地域の雇用を下支えし、地域経済に貢献する観点からの支援が必要。
- ・知識サポートプラットフォームを通じて、我が国の経済構造の変革を担う小規模企業の「多様性」に対応した支援を行うことが重要。
- ・小規模企業の担い手たる女性や若手を同時に我が国の持続的発展の担い手として位置付ける。

②中小・小規模企業の定義について

【規模的な区分】

- ・中小企業基本法の定義は中小企業立法の中核であり、できるだけシンプルな形にすべき。
- ・旅館業等の労働集約的産業について、小規模企業対策の対象外になることについてどのように考えるのか。

【それ以外の区分】

- ・中小企業政策における特定非営利活動法人(NPO)の位置付けについて検討すべき。

③海外展開支援について

- ・海外展開支援は中小企業にとって大変重要であり、基本法に盛り込むべき。
- ・グローバル化に伴う中小企業の課題への対応を応援することは重要。

2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

2(1)－1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 少子高齢化に伴う国内需要の減少、新興国の台頭、大企業の海外進出に伴う取引構造の変化、震災・円高など、中小・小規模企業を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、小規模企業の経営支援ニーズも複雑化・高度化・専門化している。
- 例えば、新興国市場の獲得を狙った海外展開、内需減少の中での生き残りのための合理化・高付加価値化、新興国企業との競争に打ち勝つための技術力向上、親企業の海外進出に伴う自社ブランドでの新たな販路開拓、環境・安全面に配慮した品質維持など、経営課題は、多岐にわたり、かつ、いずれの課題も専門的な知識に裏付けされた解決が必要となる。
- こうした中、複雑化・高度化・専門化する経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制を再構築することが必要となっている。

2(1)－2. 未来部会における主な指摘事項

- ①様々な支援機関がバラバラにあり、どこにどのような情報があるのかということについて、小規模企業には探す余裕がない。地方自治体が少なくとも情報を集約して現場に届けていくということが必要。
- ②相談窓口をチョイスできるようにしていただけるとありがたい。
- ③事業承継などへのお手伝いは一人では辛い。中小企業診断士や、弁護士など様々な専門家に協力してもらっている。ただ、個人の人脈で対応しているところもあり、知識サポートプラットフォームには期待をしている。その場合、企業としてはワンストップで支援が受けられるようにしてほしいと思うのではないか。
- ④地域格差が大きく都市部に人材が集中していることを考えると、どこにどのようなアドバイスをしてくれる先生がいるかが一箇所のサイトに掲載されているのはとても便利である。分野別・地域別などで検索できるサイトにするべきである。

2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

2(1)－2. 未来部会における主な指摘事項

- ⑤専門家と専門家の間に落ちるようなテーマに対応するためにも、知識サポートはチームで対応すべき。また、単年度で終わるのではなく、継続性のあるサポートをすべき。
- ⑥支援機関のレーティングに関しては、顧客の判断次第で変動するものなので、客観的な格付は非常に困難であると考えている。支援機関を格付けして「見える化」というのは、現実的には困難ではないか。
- ⑦知識プラットフォームを実施する地域と実施しない地域の間で開業率等にどのような差が生じるかを調査し、実施する地域の方が開業率等がプラスという結果になれば、そこに集中的な投資をしていくというように、メリハリの利いた方法で事業を実施していくべき。
- ⑧ 知識サポートについて、ITが全てではない。インターネット上で全てマッチングするというのは不可能。対面での、きめ細やかな対応が必要。例えば、過去の事業で必ずしも機能していないものがあつたが、それはITの場だけではなくリアル(現実)の場における支援が機能していなかったことが原因と考えられるのではないか。
- ⑨下駄履きを履いてでも行けるような身近な相談拠点をつくるには、200箇所ではやや不十分だと思う。
- ⑩商工会議所、商工会といった既存の団体と知識プラットフォームが連携できるような費用のかからない施策を考えていただきたい。
- ⑪起業・創業時又は第二創業時の知識サポートとして、事業計画の策定にどのような者の関与を義務づけるかという点に関しては、全国中央会を絡ませるとよいのではないか。

2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

2(1)－2. 未来部会における主な指摘事項

- ⑫多くの中小企業事業者が国の支援制度についてあまり知らず、そうした補助金や助成金にたどりつかない。国には施策のPRをしっかりと欲しい。
- ⑬ネット上では情報が溢れすぎていて、本当に必要な情報が見つかりにくい。新しい知識サポートプラットフォームには本当に必要な情報を載せてほしい。
- ⑭国の施策と地方自治体の施策を比較できるようなプラットフォームを作っていただきたい。
- ⑮知識サポートプラットフォームを効果的に運営するため、大手企業との協力や、地方自治体どうしの連携・情報共有を支援すべき。
- ⑯知識サポートプラットフォームに付け加えてもよいが、経営塾を作って、経営者に経営能力を高めていただく仕組みをつくるべき。
- ⑰知識サポートプラットフォームではM&Aや事業承継に関する情報を共有できればいい。
- ⑱まず我々中小企業が海外に販路を探そうとしても、どこでどのように知識を得て良いかがわからなかった。
- ⑲知識サポートで重要なのは下請け企業を強くすること。
- ⑳中小企業金融円滑化法終了に向けた政策と知識プラットフォームを関連づけて考えていただきたい。

2. 経営支援体制((1)「知識サポート」の抜本的強化)

2(1)－3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

○本件に係る法制的な論点については、法制WGに付託し検討を行っており、未来部会での指摘を踏まえつつ、同WGの検討結果を次回報告する。

○なお、法制WGにおける検討論点は概ね以下のとおり。

①ITを活用した支援について

- ・サービスを提供する主体の財務健全性や実施計画の審査、システムに対する検査・監督等の法的措置を講ずるべきではないか。
- ・サービスを提供する主体によって信用情報がどのように管理されるかが重要。
- ・中小・小規模にとって信頼できる情報であることを証明する表示等の仕組みの必要性 等

②現場での支援について

- ・現場での支援の具体的な担い手、また、その主体に対する国の関与のあり方について検討が必要。
- ・現存の支援機関(商工会、商工会議所、都道府県支援センター等)で行われている事業と、今回の支援事業との整理が必要。
- ・欠格者を排除する一定のメルクマールを設け、認定を受けた後も取り消せる制度設計をすべき。

○上記の法制的な論点以外については、以下の論点も含め、部会におけるご指摘を踏まえてとりまとめ参りたい。

- ・新しい支援施策と既存の支援機関の両方の力を活用できる仕組み作りが大事ではないか。

2. 経営支援体制((2)金融機関による小規模企業の経営支援等)

2(2)－1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 経営支援の担い手を多様化・活性化を目的とする今般の中小企業経営力強化支援法案を着実に迅速に施行することにより、小規模企業への経営支援体制を具体的に充実させる。
- 同法の施行や金融庁が平成23年5月に一部改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を通じ、金融機関による小規模企業の経営支援（リレーションシップ・バンキング）を進める。

2(2)－2. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

- 本年8月に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業の支援事業を行う者の認定を通じて、支援事業の担い手の多様化・活性化を図るべき。
※11月5日に2102機関を「経営革新等支援機関」として認定。
- 本年10月から保証申込の受付を開始した経営力強化保証を活用し、金融面だけでなく、中小企業が認定経営革新等支援機関の力を借りながら経営の状態を改善する取組を支援すべき。
- 経営支援の担い手として期待される地域金融機関職員等に対し、研修等により実践的な個別企業支援の経験・ノウハウを習得できるような支援を行うべき。

3. 人材

3-1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 今後、若手の雇用ミスマッチの解消のためには、インターンシップ事業を更に充実させるとともに、中小・小規模企業における優秀な若手人材の確保・育成・定着を進めるための地域一体となった一気通貫の支援体制を全国的に大規模に展開することが適当。
- また、優秀な若手人材を確保する観点から、海外展開や販路拡大等に積極的な企業や優れた技術で世界トップシェアを有する企業などを、例えば、魅力ある小さな企業としてネット等で明示し、優れた企業の知名度の向上を図るべき（いわゆる“ミシュラン”のような小さな企業の知名度向上など）。

3-2. 未来部会における主な指摘事項

- ①日本では新卒で大企業に入らなければその後キャリアアップしていく道が閉ざされてしまう傾向が強いが、新卒で中小企業に入ってもキャリアアップしていくように変えていく必要がある。
- ②主婦層向けインターンシップだけではなく、大学生、高校生の人材確保に関する支援策を検討していただきたい。
- ③若手人材確保の取組状況で約4割の就職率を実現とあるが、残りの6割についてなぜ就職できなかったかという視点が重要。
- ④中小企業から大学へアプローチするのは難いため、大学側から積極的にアプローチする必要がある。

3. 人材

3-3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

- 若い優秀な人材が魅力的で能力もあるが有名ではない中小・小規模企業に入社していくことを促進するような新たな人材供給のメカニズムをつくっていくべきではないか。
- このため新卒者が中小企業の求める知識やノウハウ等を習得することの支援、地域一帯となった一気通貫の支援体制整備、すぐれた中小・小規模企業の知名度向上等の施策を講ずるべきではないか。
- インターンシップ事業の更なる充実を図ること等により、中小企業で必要とされる知識やノウハウ等を新卒者等が習得することを支援すべき。
- 中小・小規模企業における優秀な若手人材の確保・育成・定着を進めるための地域一体となった一気通貫の支援体制をこれまでの実績を評価しつつ講じるべき。
- 優秀な若手人材を確保するため、インターネット等で魅力ある優れた企業を明示し、知名度の向上を図るべき。

4. 販路開拓・取引関係（（1）海外展開の更なる支援）

4（1）－ 1. “ちいさな企業” 未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 取引構造の変化が加速化する中、成長著しい新興国市場の成長を取り込んでいくため、日本の知恵・技・感性をいかし、更に海外展開を進めていくことが必要である。
- 中小・小規模企業の海外展開は、最終的に国内雇用の拡大につながる。
- 他方、中小・小規模企業にとって海外展開を進める上での課題は多い。

4（1）－ 2. 未来部会における主な指摘事項

- ①国が中小企業の海外展開支援をするのであれば、中小企業が海外展開するために必要な人材の育成支援をすべきではないか。また、政府が積極的に新興国の法制に関与するなど、日本の中小企業が海外へ進出しやすいようアプローチするべきではないか。
- ②海外展開について、海外の商慣習やビジネス上の知識について情報を得にくいので、その点に関する支援を検討していただきたい。
- ③海外の生の情報をプラットフォームと連携して、海外展開に関する成功事例・失敗事例の情報を提供していくことが必要。
- ④日本の中小企業の産品について、海外からの買い注文を受けるためのサイトを設けると共に、売り手の中小企業に対し専門家が必要なアドバイスをするような仕組みを設けて欲しい。
- ⑤日本の中小企業の海外展開支援だけでなく、海外の小規模企業を日本国内に呼び込む施策も検討すべきではないか。

4（1）－ 3. 本部会におけるとりまとめの方向性（たたき台）

- 新興国市場の成長を取り込んでいくためには、大きな潜在力のある「ちいさな企業」が、知恵・技・感性をいかして世界で戦えるよう、有望企業の発掘から海外展開に至るまできめ細かく支援していくことが必要ではないか。
- そのため、施策情報、事例の提供など知識サポート・経営改革プラットフォームの活用も含め、官民が連携して総力支援し、成功に導いていくことが必要ではないか。

4. 販路開拓・取引関係((2)下請取引の適正化)

4(2)－1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 親事業者の認識不足による違反への対応：親事業者のコンプライアンス体制は、必ずしも十分に整備されていない場合もあり、こうした体制整備を速やかに行うことが必要である。
- 悪質な親事業者の違反への対応：現状では、必ずしも中小・小規模企業が相談しやすい環境となっていないため、相談しやすい環境を整備することが必要である。
- 悪質な親事業者に対して十分な取締を行うことができているかを十分に検証するとともに、対象を他の取引にまで広げる必要はあるかどうか、また、広げる場合にはどのような範囲に広げることが適切かを調査・検討し、必要な場合には、制度見直しを行うことが適当である。

4(2)－2. 未来部会における主な指摘事項

- ①労働条件を適切に整備していく必要があるが、会社同士の取引では、下請けの立場だと取引先に言われたとおりにするしかなくなる。本来、元請けの労災を使うべきケースであっても、次の仕事がもらえなくなるなどの理由で、その労災を使えない場合もある。この辺りは個社の努力では難しく、改善をお願いしたい。
- ②下請けの問題も、まず、大企業の経営者に取引の実態を知ってもらうことが必要。

4(2)－3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

- 本件に係る法制的な論点については、法制WGに付託し検討を行っており、未来部会での指摘を踏まえつつ、同WGの検討結果を次回報告する。
- なお、法制WGにおける検討論点は概ね以下のとおり。
 - ・下請法の対象取引については、引き続き、厳正な取締を行うとともに、業種別ガイドラインや相談体制の充実などの運用改善を図っていくべきではないか。
 - ・下請法の対象外取引は様々な取引実態があり、形式的・画一的にルールを定めるのは難しいのではないか。個別の案件ごとに独占禁止法の優越的地位の濫用を認定することで対応可能ではないか。

4. 販路開拓・取引関係((3)下請企業等の振興への対応)

4(3)－1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 中小・小規模企業グループの活用 金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等の士業、公的支援機関などによる縦のつながりに加え、地域に根ざした中小・小規模企業同士による横のつながりをベースに、中小・小規模企業の潜在力をなお一層高めることができると考えられる。
- 生産性の向上 生産現場の情報化が進展する中、外部人材による支援や情報通信機器の使用に慣れている青年層などの活用により、各企業の更なる生産性向上を図ることはできないか。

4(3)－2. 未来部会における主な指摘事項

- ①下請のメーカーがどうやれば下請から脱却できるかということを話し合う方が、支援をしやすく、経営者が自分で考え、次に進めるシステムの構築に繋がるのではないかと思います。
- ②重要なのは、どのように企業の既存の技術を活かして他の企業と連携をさせていくかという点。既存の技術をどのように活かしていけば販路の開拓につながるか等、支援機関を活用して取り組んでいくことが重要。
- ③親企業が下請企業に仕事を発注する際、下請企業の教育コスト等を担保するような取引が考えられないか検討すべきではないか。

4(3)－3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

- 本件に係る法制的な論点については法制WGに付託し検討を行っており、未来部会での指摘を踏まえつつ、同WGの検討結果を次回報告する。
- なお、法制WGにおける検討論点は概ね以下のとおり。
 - ・親事業者が海外進出した際、残った下請企業がどのように生き延びるのかは重要な課題。
 - ・連携の態様は様々であり、状況に応じて変えていける仕組みが大事。
 - ・どこまで特定の親企業と下請企業との間の関係を重視するのか考える必要がある。
- 上記の法制的な論点以外については、部会におけるご指摘を踏まえてとりまとめて参りたい。

5. 技術

5-1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- ものづくり基盤技術の分野において、新興国は我が国を猛追し、拡大する海外市場の争奪戦もますます激化している。こうした中、我が国が、ものづくり技術において国際競争に打ち勝つため、技術力の更なる強化が必要である。
- 我が国が、今後も、ものづくり技術において国際競争に打ち勝っていくためには、これまで企業や人に蓄積された技術・技能・知恵を着実に次の世代へと継承していくことが必要である。しかし、現実的には、これを行うための人的余裕や資金が不足しており、必ずしも、これらの継承がうまく進んでいないのが現状である。
- 我が国のものづくり企業において、後継者不足や経営の行き詰まりにより、事業承継が円滑に進まないまま、技術・技能・知恵を有する企業が倒産・消滅し、我が国からこれらの貴重な経営資源が急速に失われつつあるとの指摘がある。
- こうした貴重な経営資源を我が国に残し、更に強い企業体がこれを継承していくことを推進するため、事業承継をより一層円滑化することが重要である。

5-2. 未来部会における主な指摘事項

- ①マイスター1000人程度の人材の確保をどのように行うのか。
- ②高度熟練技能の認定制度との整合性を持たせた方がよいのではないか。
- ③産学官連携などの地域横断的な交流を行うことを考慮しつつ、制度を構築していただきたい。
- ④重要な点はマイスターを養成した後であり、マイスターとされた人材がいかに次の人材を育てていくかという点にある。
- ⑤事業承継を円滑にするため、個人保証に関する規制についても見直しをするべきではないか。
- ⑥個人保証の問題でリトライができない現状を見直して欲しい。

5. 技術

5-2. 未来部会における主な指摘事項

- ⑦事業承継税制の雇用要件(5年間8割維持)については、100人いる会社の8割と5人、10人の会社の8割は全然違うため、そのような点も考慮に入れつつ、使い勝手をよくするように改善しなければならない。
- ⑧事業承継した法人に対しては資産税はそれほどかけてはいけないと思っている。この観点から、事業承継税制に関する規制については大幅に緩和すべきと思っている。
- ⑨親族でない者についても事業承継税制を使えるようにするという部分について、親族以外の人に株が渡るのは良いが、そこまで無償とするのは良くない。
- ⑩MBO(マネージメントバイアウト)という経営者が株式を取得する制度があり、比較的大企業で行われているので、そのようなスキームを中小企業でも柔軟に出来るようにしたらよいのではないか。

5-3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

- ものづくり技術の高度化・連携に係る既存の支援事業について、小規模企業が活用しやすい事業規模等に配慮するなど運用の見直しを行うべき。
- 企業や人に蓄積された技術等を着実に次の世代に継承するため、技能工を技術・技能継承の指導者として活用するマイスター制度のような技術・技能伝承を促進するための総合的な支援を検討・実施すべき。
- 中小企業の事業承継問題に対応するため、雇用要件のあり方など、事業承継税制を活用しやすいものへ見直すべき。

6. 資金調達（（１）企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな金融支援措置）

6（１）－１．“ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

これまでの一律的な小規模企業向け金融支援策を見直し、それぞれの企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな支援措置を講じるものとする。具体的には、

- 事業拡大・新分野開拓、海外展開、技術力向上等を目指す成長指向型の小規模企業に対し、必要な資金を円滑に供給するため、新たに出資（“小さな企業”未来出資）のスキームを設けるとともに、資本性資金（資本性劣後ローン等）の供給を実施する。これらを通じ、成長指向型の小規模企業の自己資本の充実を図る。
- 現行の一律のマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）を抜本的に見直し、それぞれの小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新たな融資制度（新“小規模企業融資制度”）を構築する。

6（１）－２．未来部会における主な指摘事項

- ①オランダの例でいうと、どういう人に開業支援をするかを判断する際に、ビジネススクールで法律などの色々な講座を開いており、その受講者のその後の廃業率をテストし、低いという結果が出たため、その受講者に低利融資を行うということとした。努力する人が支援されるという仕組みをいかに作っていくか、そこでもやはり証拠というものが重要であると考える。
- ②資金調達について、中小企業は厳しい状況を強いられている。動産担保融資の普及、推進や債権譲渡禁止特約の効力を制限する等、債権法の改正なども整備していただけると非常にありがたい。

6. 資金調達（（1）企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな金融支援措置）

6（1）－3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点（たたき台）

- 中小機構のファンド事業等を活用した成長指向型の小規模企業に対する資金供給を検討すべきではないか。
- 成長指向型の小規模企業等に対する日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの拡充等を検討すべきではないか。
- 中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関のような専門家の経営支援を受けている中小企業者に対して、経営支援と一体となった融資制度を創設すべきではないか。

6. 資金調達（（2）創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方）

6（2）－1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

○より円滑な資金調達を可能とするため、資金調達手段の多様化や従来型の不動産担保以外にも担保手段を拡充する観点から、電子記録債権の活用やABL（動産・債権担保融資）の促進について、実務家を含めた関係者間で協議し、必要となる制度・環境整備を進める。なお、会議では「ABL促進のため、売掛金譲渡禁止特約について制限的な取り扱いを検討すべき。」との意見が出された。

6（2）－2. 未来部会における主な指摘事項

- ①電子記録債権の実務知識について、中小企業に対する普及・啓発活動をすべきではないか。
- ②ABLは推進すべき。他方、在庫の評価が難しいという実務的な問題もある。例えば業界団体などが間に入り、評価額の目安を示すようなことがあるとABLの活用も進むのではないか。

6（2）－3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点（たたき台）

○本件に係る法制的な論点については、法制WGに付託し検討を行っており、未来部会での指摘を踏まえつつ同WGの検討結果を次回報告する。

○なお、法制WGにおける検討論点は概ね以下のとおり。

- ・電子記録債権が資金調達に資することを普及・啓発することが必要。

6. 資金調達（（3）小規模企業者等設備導入資金制度）

6（3）－1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 現行の一律のマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）を抜本的に見直し、それぞれの小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新たな融資制度（新“小規模企業融資制度”）を構築する。
- 小規模企業者等設備導入資金制度については、多くの都道府県で貸付又は貸与のいずれかを休止している実態や時代的役割を踏まえ、上記のきめ細やかな「新“小規模企業融資制度”」の創設に合わせ、廃止する。

6（3）－2. 未来部会における主な指摘事項

- 小規模企業者等設備導入資金助成制度については見直しが必要であるが、見直しを行った後にどのように小規模企業を支えるべきか、類型毎に考えるべき。

6（3）－3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点（たたき台）

- 本件に係る法制的な論点については、法制WGに付託し検討を行っており、未来部会での指摘を踏まえつつ、同WGの検討結果を次回報告する。
- なお、法制WGにおける検討論点は概ね以下のとおり。
 - ・信用リスクの高い中小企業への補完的な役割は重要。代替案で補完されるなら廃止を検討すべき。
 - ・貸与機関が形式的基準により審査を行っているため、延滞債権が発生しているのではないか。金融機関が償還能力等を含めて審査し、モニタリングや債権回収を行うべき。
 - ・損失補償契約により都道府県が制度の利用に消極的になっており、休止になっているのではないか。

7. 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

7-1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

- 厳しい経済状況の中、出資インセンティブが低下するなど、起業家向けの資金供給は低迷している。また、先行きが不透明な経済社会環境の中で、高度な技術・能力等を有する者が大企業等からスピンアウトして起業することを躊躇しがちな状況にある。このため、こうした者が起業しようとするきっかけを大胆に作り、起業家の母数を抜本的に拡大することが必要である。
- 若者の活力・センスや女性ならではの経験・感性・視点を活かした起業・創業によって、都市・地方を含め、地域社会・生活のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品が新たに提供され、雇用が生まれることは我が国経済にとって重要である。特に、会社勤務の経験や資格を有するなど、潜在的に高い能力を有するものの、子育て等によりいったん離職した女性などが、その能力を活かして起業・創業することは、我が国の経済社会の潜在的な活力を引き出す上で極めて重要である。
- 後継者が、先代から事業を円滑に承継するとともに、それに合わせ、思い切った業態転換や新事業への展開を積極的に行っていくことは、企業体としての活力を回復・向上させ、事業を更に飛躍させる観点から、極めて重要である。

7-2. 未来部会における主な指摘事項

- ①女性の起業については、男女の性別に着目するより、マイクロファイナンスの普及講座をしていくのも一案かと思う。
- ②女性創業者のような起業を行う者でマイノリティーに属する人が相談出来る場を作り、起業家が相談する支援機関を選べるような仕組みを構築していただきたい。
- ③未来補助金に関しては、過去の失敗を踏まえ、リスクも高い前提であることから、審査の厳格化を行う必要があるのではないか。
- ④絞り込んで狭い範囲で厚めに成功事例を作り、本施策を活用して頑張ってみようという人を刺激するような補助金の方が現実的ではないか。

7. 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

7-2. 未来部会における主な指摘事項

- ⑤事業計画の資金規模のうち、どの程度を補助すべきかとあるが、これはあくまで事業計画毎に決めるべきであり、一律に金額で決めるべきではないと思う。そして、小額な補助金は簡易な手続きで受け取れるようにし、補助金額の高低で手続きの軽重を考慮して欲しい。
- ⑥同じお金を出すなら金利を免除する補助金にして、地域金融機関と会計士がそれを監視することにしたほうが透明性の高いものになる。

7-3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

- 企業の数が減少し、起業家も減少、高齢化する中で、若手や女性層を起業・創業の新たな担い手と位置付け、必要となる知識や資金をサポートする新たな企業創出の仕組みが求められるのではないかな。
- その際、若手や女性層に対する特別な考慮が必要か、検討が必要ではないかな。
- “ちいさな企業”未来会議で提言された3つの起業・創業スタイル(①グローバル成長を目指す起業・創業②地域のニーズに応える若者・女性等による起業・創業、③後継者による第二創業)に応じて、知恵と資金を供給する新たな補助制度を創設すべきではないかな。
- 中小機構が実施している起業支援ファンドの運用の見直しを実施することで、公的な出資事業の効果が十分に発揮され、活性化するようにすべき。
- 中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関のような専門家の経営支援を受けている中小企業者に対して、経営支援と一体となった融資制度を創設すべきではないかな。
- 日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度についても引き続き活用すべきではないかな。
- 中小・小規模企業の企業・創業の円滑化に資する税制の見直しを行うべきではないかな。

8. 女性が働きやすい環境整備

8-1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

○待機児童を解消し、利用者の多様なニーズに対応するための子育て支援サービスの拡充を図るとともに、関係省庁が連携して、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業支援や、ブランクを埋める女性求職者の支援を行う。具体的には、仕事と家庭を両立したい女性を支援し、業績向上につなげている企業の表彰制度を創設するとともに、出産等で退職し、再就職を希望する主婦層が働きやすい魅力ある中小・小規模企業へ円滑に職場復帰できるよう職場実習事業（主婦層向けインターンシップ事業）を創設する。

8-2. 未来部会における主な指摘事項

- ①保育所が少ないこと、金額・時間などの制約多いことが女性の職場への復帰をさまたげている。他省庁の関係になると思うが柔軟な対応をお願いしたい。
- ②主婦の保育所等の整備について、保育所利用に関する金銭面等の制約が厳しいので、より柔軟に利用出来るように規制緩和していただきたい。
- ③中小企業については企業内保育園がないので、補助金等を活用した中小企業向けの保育支援について検討していただきたい。
- ④働く女性経営者の支援のため、仕事上の会食等に出席する間に子どもをベビーシッターに預ける際の費用を一部軽減していただけるような仕組みを構築出来ないか検討いただきたい。
- ⑤中小企業に雇われるのではなく中小企業と契約を結んで、成果を出していくように、働き方をフレキシブルにするのがよいのではないか。
- ⑥在宅就業ができればよいが、個人情報問題やインターネットの情報関連の規制が厳しいため難しい。在宅就業がやりやすいように規制を見直していただきたい。

8. 女性が働きやすい環境整備

8-3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点(たたき台)

- 戦後の我が国経済システムを形成してきた、新卒、男性、高学歴の雇用システムから転換し、女性層を主な担い手に位置付けた、柔軟な雇用システムを構築するべきではないか。
- このため、例えば、制度周知・利用促進の方策、支援対象者の範囲、選考基準、実習期間等に留意しつつ、結婚や出産等で一度職場を退職した女性の方々に対して、中小・小規模企業への再就職を支援する実践的な職場実習制度を創設すべきではないか。
- 併せて、職場実習を保育所の就労要件とみなして子供を預けることができるよう、制度の柔軟化を図るべきではないか。

9. 地域（商店街等）

9-1. “ちいさな企業”未来会議とりまとめにおける指摘事項

○これまでの商店街政策として、中小小売商業振興法等で組織化を後押しするとともに、アーケードや防犯カメラなどの商店街のインフラ機能の構築を支援してきた。しかし、本会議でもたびたび指摘があったように、商店街は地域の高齢者の交流の場など、地域のコミュニティの核としての機能も有している。このため、従来の商店街支援策に加えて、平成24年度から商店街のコミュニティ機能強化を支援する「地域商業再生事業」を実施しており、こうした事業の拡充を検討する。

9-2. 未来部会における主な指摘事項

- ①早急に商店街支援をお願いしたい。
- ②商店街の店主がメンバーチェンジしていく中で若手の人材育成が大切。

9-3. 本部会におけるとりまとめに向けての論点（たたき台）

- 若者、女性のチャレンジを促す苗床として商店街が持続的に発展するための取組に対する支援を強化すべきではないか。
- 地域コミュニティの中核として地域住民の多様なニーズに応える取組に対する支援を強化すべきではないか。

10. その他”ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築

- 以上に加え、中小企業組合や共済、技能検定、社会保険、制度の執行・運用等多岐にわたる制度面での御指摘を頂いたところ。
- 頂いた御指摘について、さらに分析を深め、必要な制度の見直し等について検討を進めていく。